

令和 7 年第 1 回臨時会

市 議 会 会 議 録

令和 7 年 5 月 9 日（開会）

令和 7 年 5 月 9 日（閉会）

垂 水 市 議 会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号（5 月 9 日）（金曜日）

1. 開 会	3
1. 副市長及び教育長あいさつ	3
1. 執行部紹介	3
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第 2 号～報告第 4 号 一括上程	5
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 33 号 上程	8
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 34 号 上程	9
説明、質疑、討論、表決	
1. 議会構成	1 0
1. 日程追加の件	1 0
1. 議長の辞職について	1 0
1. 前任議長あいさつ	1 1
1. 日程追加の件	1 2
1. 議長の選挙について	1 2
1. 新任議長あいさつ	1 4
1. 日程追加の件	1 5
1. 副議長の選挙について	1 5
1. 新任副議長あいさつ	1 7
1. 各常任委員・議会運営委員の選任について	1 7
1. 各常任委員会・議会運営委員会正・副委員長互選結果報告	1 8
1. 桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任について・国道整備促進特別委員 会の委員の選任について	1 8
1. 桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会正・副委員長互選結 果報告	1 8
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について	1 8
1. 閉 会	1 9

令和 7 年 第 1 回 垂 水 市 議 会 臨 時 会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
5	・ 9	金	本会議		開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案等上程(報告、説明、質疑、表決)、各常任委員及び議会運営委員の選任、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果報告、桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会の委員の選任、桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会の正・副委員長互選結果報告、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙、閉会	

2. 付議事件

件 名

- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度垂水市一般会計補正予算（第 9 号））
- 議案第 3 3 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 3 4 号 垂水市監査委員の選任について

令和 7 年 第 1 回 臨時 会

会 議 録

第 1 日 令和 7 年 5 月 9 日

本会議第1号（5月9日）（金曜）

出席議員 13名

1番	高橋理枝子	9番	篠原静則
2番	宮迫隆憲	10番	感王寺耕造
3番	前田隆	11番	持留良一
4番	新原勇	12番	北方貞明
5番	池田みずず	13番	池山節夫
6番	梅木勇	14番	川畑三郎
7番	堀内貴志		

欠席議員 1名

8番	川越信男
----	------

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	有馬孝一
副市長	坂元裕人	農林課長	森秀和
総務課長	園田保	農業委員会	堀之内耕一
企画政策課長	堀留豊	事務局長	
財政課長	草野浩一	土木課長	福留健一
税務課長	吉崎亮太	水道課長	岩元伸二
市民課長	福元美子	会計課長	坂口美保
併任		監査事務局長	村山滋
選挙管理		消防長	松尾智信
委員会		消防指令次長	坂元隆博
事務局長		教育長	明石浩久
保健課長	永田正一	教育総務課長	小池康之
福祉課長	新屋一己	学校教育課長	川崎史明
水産商工	大藺俊一	社会教育課長	大迫隆男
観光課長			

議会事務局出席者

事務局長	西川了助	書記	富崎裕貴
書記	瀬脇恵寿	書記	村山徹

令和7年5月9日午前10時開会

△開 会

○議長（堀内貴志） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回垂水市議会臨時会を開会いたします。

△副市長及び教育長あいさつ

○議長（堀内貴志） ここで副市長及び教育長からあいさつのための発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○副市長（坂元裕人） おはようございます。このたび副市長を拝命いたしました坂元でございます。8年間の教育長在任中はG I G Aスクール構想をはじめ教育委員会の様々な施策事業につきまして御理解と御協力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。

今、副市長につきまして、その職の重さ、そして大きさを痛感しているところでございます。市民のウェルビーイングのためにあるいは市政の発展のために微力ではございますけれども、誠意をもって精いっぱい取り組んでまいりたいと思います。引き続きよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○教育長（明石浩久） おはようございます。4月1日付で教育長を拝命しました明石浩久でございます。垂水中央中学校、また学校教育課勤務の折には御理解と御支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

今回ふるさとに恩返しできる機会をいただきまして、感謝の気持ちとともに身の引き締まる思いであります。垂水の宝である子供たちの夢実現のために、そして子供たちがふるさと垂水という絆で強く結ばれるよう誠心誠意取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

△執行部紹介

○議長（堀内貴志） 次に、去る4月1日付定期異動により課長等に異動があり、紹介のための発言の申出がありますので、順次これを許可いたします。

○財政課長（草野浩一） おはようございます。財政課長を拝命いたしました草野浩一でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○総務課長（園田 保） 財政課長からこのたびの4月1日に異動で総務課長を拝命いたしました園田です。引き続きよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○水産商工観光課長（大藺俊一） おはようございます。このたび水産商工観光課長を拝命いたしました大藺俊一でございます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○監査事務局長（村山 滋） おはようございます。このたび監査事務局長を拝命いたしました村山滋でございます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○土木課長（福留健一） おはようございます。このたび土木課長を拝命いたしました福留健一と申します。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○教育総務課長（小池康之） おはようございます。このたび教育総務課長を拝命いたしました小池康之でございます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○社会教育課長（大迫隆男） おはようございます。このたび社会教育課長兼図書館長兼文化会館長兼運動公園長を拝命しました大迫です。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○消防長（松尾智信） おはようございます。このたび消防長を拝命いたしました松尾智信です。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○消防司令次長（坂元隆博） おはようございます。4月1日付で署長兼次長兼警防課長を拝命しました坂元でございます。よろしくお願い

します。（拍手）

○農業委員会事務局長（堀之内耕一） おはようございます。このたび4月1日付で農業委員会事務局長を拝命いたしました堀之内耕一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（堀内貴志） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、表示のとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（堀内貴志） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において新原勇議員、北方貞明議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（堀内貴志） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る5月2日、議会運営委員会が開催され協議がなされた結果、本臨時会の会期を表示の会期日程のとおり1日とすることに意見の一致を見ております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（堀内貴志） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から令和7年1月分、2月分及び3月分の出納検査結果報告並びに令和6年度財政援助団体の監査結果報告がありましたので、お目通しください。

以上で議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催されました令和7年第1回定例会後の主な事項につきまして御報告いたします。

初めに、総務関係についてでございます。

まず、令和7年度垂水市防災点検についてでございます。

4月22日に本市初となります鹿児島県消防・防災ヘリコプターを活用した上空からの防災点検を実施し、土砂崩れなどの災害危険箇所の状況確認や桜島南岳山頂火口の状態などにつきまして、新たな視点で点検したところでございます。引き続き人災ゼロを目指し、市民の皆様への啓発活動を通じて安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

次に、保健関係についてでございます。

初めに、たるみず元気プロジェクト・健康チェックについてでございます。

昨年度は計11回、844名の方に御参加をいただき、94.4%の方から参加してよかったとの高い評価をいただいたところでございます。

また、過去7年間の健康チェックデータを比較いたしましたところ、健康チェックに参加された方は参加していない方に比べて介護認定率が低く、介護給付費、医療費においても1人当たりの年間負担額が少ない結果となり、健康チェックの効果ができてきたところでございます。

この内容は広報たるみず3月号にて御紹介しております。

引き続き鹿児島大学と連携しながら、多くの皆様に参加していただけるよう事業展開に努めてまいります。

次に、水産商工観光関係についてでございます。

初めに、水産関係についてでございます。

2月27日から3月4日にかけて東京の東武百貨店にて開催された第45回大鹿児島展に、おおすみ水産振興協議会として参加し、垂水カンパチの漬けと炙り井やぶり大将のロインなどを販売し、売れ行きも好評でございました。

5月4日には海潟漁港にて、垂水市漁業協同組合主催により第21回垂水カンパチ祭が開

催され、カンパチのつかみ取りや井などの販売が行われるなど県内外から約1万2,000人の御来場があり、大変なにぎわいでございました。

次に、商工関係についてでございます。

3月19日に鹿児島銀行本店ビル内の商業施設よかど鹿児島にて開催された垂水市特産品フェアに、本市からは6事業者の協力を得て初出展いたしましたところ、これまでの売上げ実績を上回る物産展となったところでございます。

4月20日には道の駅たるみず湯つ足り館にて、開設20周年式典と創業祭が開催され、多くの来場者でにぎわったところでございます。式典では森山裕衆議院議員の御祝辞を賜り、20周年に花を添えていただいたところでございます。

次に、教育総務関係についてでございます。

初めに、垂水市学校施設等長寿命化計画における改修工事についてでございます。

垂水小学校体育館の改修工事が3月に終了し、卒業式並びに入学式が挙行されたところでございます。今後は新たな体育館での授業だけではなく、災害時の避難所としても活用されることとなりますことから、引き続き児童生徒や地域の皆様の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、垂水高等学校の令和7年度子供の読書活動優秀実践校・文部科学大臣表彰についてでございます。

この表彰は、読書活動において特色ある優れた実践を行っている学校等に対して文部科学大臣が表彰するものでございます。4月23日に表彰式が行われ、全国の高校から29校が選ばれる中、鹿児島県からは唯一、垂水高等学校が表彰されたところであり、同校の創立100周年に向けて弾みになるものと考えております。

今後もしばらく垂水高校と連携を図りながら、魅力ある学校づくりのため支援に取り組んでまいります。

次に、学校教育関係についてでございます。

初めに、入学式についてでございます。

4月7日に入学式が行われ、小学1年生61名、中学1年生72名、合計133名の新入生が各学校の門をくぐったところでございます。令和7年度は小学校7校合わせて447名の児童、中学校は246名の生徒でスタートしております。

次に、GIGAスクール構想についてでございます。本市の取組は、昨年度の教育DX推進自治体表彰の受賞等を通じて、全国的にも先進自治体として認知されているところでございます。

5年目を迎える今年度からは、文部科学省の研究開発学校として4月1日から4年間の指定を受け、子供たちの情報活用能力の育成に係る研究を進めてまいります。

次に、社会教育関係についてでございます。

初めに、青山学院大学陸上競技部の原晋監督講演会についてでございます。

3月3日に垂水市文化会館にて原晋監督を講師にお招きし講演会を開催いたしましたところ、約900名の方々に御来場いただき講演内容にも御満足いただいたところでございます。

次に、フェンシング垂水カップについてでございます。

3月2日と3月8日から9日にかけて垂水市体育館にてフェンシング垂水カップを開催したところ、小学生から一般まで遠くは東京都や鳥取県から延べ157名の参加があり、個人・団体戦での熱戦が繰り広げられたところでございます。

今後も引き続き、文化芸術、スポーツの振興により、市民の皆様の元気と地域の活性化に寄与できるよう事業の推進を進めてまいります。

以上が諸般の報告でございます。

○議長（堀内貴志） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第2号～報告第4号一括上程

○議長（堀内貴志） 日程第4、報告第2号か

ら日程第6、報告第4号までの報告3件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略します。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度垂水市一般会計補正予算（第9号））

○議長（堀内貴志） 報告を求めます。

○税務課長（吉崎亮太） 報告第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年度税制改正の大綱を受け、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、4月1日に施行されましたことに伴い、垂水市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第82条は、地方税法の軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴いまして、種別割の税率の区分に総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の原動機付自転車、いわゆる新基準原付バイクの税率の区分を追加し、第89条は、軽自動車税の減免申請書における記載事項に新基準原付バイクに係る規

定を追加する改正でございます。

1ページから3ページの上段までの第90条は、道路交通法の改正によるマイナンバーカードと運転免許証を一体化させた免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用開始に伴いまして、軽自動車税の減免申請を提出する際の運転免許証の提示義務にマイナ免許証に係る規定等を追加する改正でございます。

3ページをご覧ください。

附則第10条の2は、地方税法の改正で生じた条例の項ずれを整理するものでございます。

附則第10条の3は、地方税法の改正に伴い、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った分譲マンション、いわゆる特定マンションに係る固定資産税の減免措置を適用する要件を見直し、減額措置の適用期限を2年延長する改正でございます。

以上で報告を終わります。御承認いただきますようお願い申し上げます。

○市民課長（福元美子） 報告第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令は、令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、令和7年度の国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分し、4月1日から施行いたしました。

このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。下線を引いたところが改正部分でございます。

第2条第2項は、国民健康保険税の医療分の

課税額の上限を65万円から66万円へ引き上げております。

同条第3項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の上限を24万円から26万円へ引き上げております。

第23条第1項は、低所得世帯に適用される国保税の減額措置に係る医療分の課税額の上限を65万円から66万円へ引き上げ、後期高齢者支援金等課税額の上限を24万円から26万円へ引き上げるものです。

第23条第1項第2号は、5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げ、同項第3号は2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円にするもので、これらの改正により国民健康保険税の軽減対象の範囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯の負担軽減を図るものでございます。

次に、条例案の最後の附則をご覧ください。

附則第1項は、この条例を令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（草野浩一） 報告第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

特別交付税の確定に伴い、令和6年度内に行う各基金への積立ての執行に急施を要しましたので、令和7年3月31日に令和6年度垂水市一般会計補正予算（第9号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ承認を求めようとするものでございます。

それでは、配信しております令和6年度垂水市一般会計補正予算（第9号）の2ページをご覧ください。

今回、歳入歳出とも4億3,892万7,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の

歳入歳出予算額は155億9,078万1,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページ、4ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、繰越明許費にも補正がありましたので5ページの第2表繰越明許費の補正をご覧ください。

まず、追加の内容でございます。

2款総務費1項総務管理費の垂水市消防本部のハラスメント等疑い事案に関する第三者委員会業務委託は、現在、垂水市消防本部を含む垂水市が関与しない形で事実確認調査の業務を進めていただいておりますが、申出人からの聞き取り内容を踏まえた対象職員への確認作業に時間を要し、年度内での業務完了が困難なことから令和7年度へ繰越しを行ったものでございます。

3款民生費1項社会福祉費の非課税世帯に対する価格高騰支援給付金は、令和6年12月20日に本事業を開始し、令和6年度中に2,664世帯への支給を行ったところですが、77世帯において確認書などが未返送のため年度内に事業完了は困難となりましたことから、令和7年度へ繰越しを行ったものでございます。

2項児童福祉費の非課税世帯に対する物価高騰支援給付金（こども加算）は、過去の価格高騰支援給付金等での受給履歴のある世帯への支給、いわゆるプッシュ型給付については令和6年度中に完了したところですが、前回の価格高騰支援給付金等の受給後に世帯の異動があった世帯に対する確認書等の提出による支給につきましては、先ほどの説明と同様、確認書などが未返送のため年度内の事業完了は困難となりましたことから、令和7年度へ繰越しを行ったものでございます。

6ページをご覧ください。

次に、変更の内容でございます。

8款土木費6項住宅費の柵原団地建替新築工事（造成）は、補正予算第8号において繰越明許費の追加を行っておりますが、繰越額に変更が生じましたことから補正を行ったものでございます。

次に、地方債にも補正がありましたので7ページの第3表地方債の補正をご覧ください。

変更の内容でございますが、現年発生補助災害復旧事業及び単独災害復旧事業の災害復旧事業債につきましては、事業費の確定に伴い、限度額を組み替えたものでございます。

次に、事項別明細にて歳出の主なものを御説明申し上げます。12ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、財政調整基金及び市有施設整備基金積立金でございます。

6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費の報酬から積立金は、森林環境譲与税事業の実績額確定に伴い不用額を減額し、基金への積立てを行うものでございます。

これらに対する歳入は、戻りまして8ページの事項別明細書の総括表及び10ページから歳入明細にありますとおり、市税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税、財産収入、諸収入を増額補正して収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号から報告第4号までの報告3件については、会議規則第37条第3項の規定により

委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、報告第2号から報告第4号までの報告3件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号から報告第4号までの報告3件を承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、報告第2号から報告第4号までの報告3件は承認することに決定いたしました。

△議案第33号上程

○議長（堀内貴志） 日程第7、議案第33号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

○財政課長（草野浩一） 議案第33号和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして御説明申し上げます。

本議案は、本市公用車による事故に関し和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、事故の概要につきまして御説明申し上げます。

令和6年6月17日月曜日午後2時50分頃、本市会計年度任用職員の運転する公用車が県道71号垂水南之郷線を大野方面へ走行中、田神中央交差点の赤信号に気づかず進入し、市道垂水1号線市立図書館方面から進入してきた相手方車

両と衝突し双方の車両を破損させたものでございます。

過失割合は、本市公用車が赤信号で進入したことによる事故であるため、市が100%となり、損害賠償額は、市が相手方の治療費22万7,619円、慰謝料28万3,180円の合計51万799円を負担することで示談しようとするものでございます。

なお、当事故に係る物件損害に関する和解及び損害賠償につきましては、令和6年第3回定例会にて議決をいただき、同年12月に相手方と示談が成立しているところでございます。

人身損害に関しましては、第3回定例会において通院治療中であることを御説明申し上げたところでございますが、同年12月24日をもって当事故による治療が終了したとの連絡を受けましたことから、今回人身損害について示談しようとするものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全額市で加入しております全国市有物件災害共済会の保険金で賄われます。

交通安全指導に関しましては、公用車の運転のみならず歩行も含め日頃から公務員としての自覚を持ち交通ルールを遵守するよう、課長会議等を通じ周知を図っているところでございますが、今回このような人身事故を受けまして、当事者はもとより全職員に車の運転には慎重を期し、道路交通法令を遵守するよう改めて周知徹底を図ったところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内貴志） ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの案件を持って御参集願います。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（堀内貴志） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第33号について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

△議案第34号上程

○議長（堀内貴志） 日程第8、議案第34号垂水市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求められている感王寺耕造議員については、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔感王寺耕造議員退席〕

○議長（堀内貴志） 説明を求めます。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 議案第34号垂水市監査委員の選任について御説明申し上げます。

議会選任の監査委員でありました池田みずす委員が、令和7年4月30日をもって辞職されたことから、新たに議会選任の監査委員の選任をする必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする方は、感王寺耕造議員でございます。住所は、垂水市新城5752番地、生年

月日は、昭和35年2月1日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に、議員のうちから選任されるものにあつては議員の任期によるとなっておりますので、令和9年4月29日までということになります。御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
○議長（堀内貴志） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第34号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。本案に同意することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀内貴志） 異議なしと認めます。よって、議案第34号垂水市監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

感王寺耕造議員の着席を求めます。

〔感王寺耕造議員着席〕

△議会構成

○議長（堀内貴志） 次に、議会構成に移ります。

ここで暫時休憩いたします。休憩後は副議長と交代しますので、よろしくお願いいたします。

午前10時48分休憩

午前10時49分開議

〔副議長、議長席に着席〕

○副議長（北方貞明） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条の規定により、しばらく私が議長の職務を行います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま、議長、堀内貴志議員から議長の辞職願が提出されました。

△日程追加の件

○副議長（北方貞明） お諮りいたします。この際、議長の辞職について日程を追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職について日程を追加し、議題といたします。

△議長の辞職について

○副議長（北方貞明） 地方自治法第117条の規定により、堀内貴志議員の退席を求めます。

〔堀内貴志議員退席〕

○副議長（北方貞明） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（西川了助） それでは、朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年5月9日

垂水市議会議長 堀内貴志

垂水市議会副議長 北方貞明 殿

○副議長（北方貞明） お諮りいたします。堀内貴志議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、堀内貴志議員の議長の辞職を許可する

ことに決定いたしました。

堀内貴志議員の着席を求めます。

〔堀内貴志議員着席〕

△前任議長あいさつ

○副議長（北方貞明） ここで、前議長、堀内貴志議員のあいさつがございますので、許可いたします。

〔堀内貴志議員登壇〕

○堀内貴志議員 同僚議員の皆様、また、市長をはじめ執行部の皆様、さらにはライブ配信や録画で傍聴していらっしゃる市民の皆様、議長の辞職に当たりまして一言御あいさつを申し上げます。

私は、令和5年5月8日、第1回垂水市議会臨時会におきまして議長に就任させていただきました堀内貴志でございます。その間2年間、同僚議員各位並びに執行部各位の特別な御支援と御協力を賜りながら、その任務を果たして来られたことにこの場をお借りして厚く厚くお礼を申し上げます。

この2年間を振り返ってみますと、まず私が取り組んだのが、垂水市を含む大隅半島4市5町の長年の悲願であります錦江湾横断道路の実施路線化に向けたさらなる前進でありました。就任直後、令和5年第2回定例会において議員の皆様と呼びかけて、錦江湾横断道路推進特別委員会を設置させていただき、同年8月には、同委員会と連携を図りながら、官民一体となった垂水市錦江湾横断道路推進協議会を発足し、その後、議員の皆様のお協力をいただきながら、様々なところで要望活動をさせていただきました。

また、垂水市議会においては、錦江湾横断道路の実施路線化に向けた決議書及び意見書を可決していただき、それと同時に、大隅半島3市5町の各議会においても同様の決議書・意見書を可決していただきたく、それぞれの議長を訪問してお願いを申し上げ、令和6年3月までに

大隅半島4市5町全ての議会において可決をしていただきました。

そして、令和6年4月に4市5町の各議長がそろって鹿児島県知事を訪問し、知事に対して決議書・意見書を提出させていただきました。

また、鹿児島市、桜島、鹿屋市、垂水市でそれぞれ活動している協議会において話合いの場を設定し、令和6年11月25日に錦江湾横断道路推進連携協議会を設立させていただき、今年1月19日には、桜島にあります南栄リース桜島アリーナにおいて、自由民主党幹事長森山裕先生をお招きして総決起大会を開催させていただいたところであります。

垂水市議会議長として、その立場を生かしながら、そして垂水市議会の代表としてその職責を自覚し、垂水市民の長年の悲願であります錦江湾横断道路の実施路線化に向けた取組を一生懸命させていただいたことに対しても感謝申し上げます。

引き続き、垂水市議会として活動を推進し、必ず実施路線化に結びつけなければならない重要案件ではないかと思います。

また、2年前に議長選挙の所信表明において、議会のICT化、タブレットの導入について訴えさせていただきました。そして、1年半の調整期間を経て、議長就任中の今年第1回定例会からタブレットを導入させていただき、実現させていただきましたことに対しましても感謝いたします。

今後、垂水市においても一層DX推進が求められていきます。垂水市議会においても乗り遅れることなく、議長を中心としてDXを詰めなければならないと思いますし、今後は、私も一議員として微力ながら御協力してまいりたいと思います。

最後になりますが、今後とも皆様とともに市政発展のために全力で尽くしてまいりたいと思いますので、相変わらずの御支援を賜りますよ

うにお願い申し上げ、議長退任のあいさつとさせていただきます。2年間ありがとうございました。（拍手）

△日程追加の件

○副議長（北方貞明） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（北方貞明） 異議なしと認めます。したがって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

△議長の選挙について

○副議長（北方貞明） 議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、「議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設ける」と規定されています。ついては、議長の職を志願する方は演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。なお、2名以上の場合は、議席番号順にお願いしたいと思います。

それでは、まず、議長の職を志願する方の起立を求めます。

〔志願者起立〕

○副議長（北方貞明） 議長の選挙に池山節夫議員と、私、北方貞明の2名が志願いたしました。

申合わせにより、議席番号の若い順で所信表明を行うことになっておりますことから、最初に、私、北方貞明が演壇にて所信を述べてさせていただきます。

〔北方貞明議員登壇〕

○北方貞明議員 それでは、私から所信表明をさせていただきます。

私は、議員になり心がけていたことは、常に市民の目線に立って、今、市民は何を考え、何を望んでいるかを念頭に置き、市民の声を聞き、

見る、話そうを実践してまいりました。皆様方も御存じと思いますが、四字熟語の「知行合一」、ことわざの「負うた子に教えられて浅瀬を渡る」、皆さんも御存じの言葉だと思います。

「知行合一」とは、知ったら行動を実践することは一体であり、行動を実践してこそ、その知った知識が生かされるということだと思っております。議員には、行動力が大事であると考えております。これからも皆さんとともに行動してまいりたいと思っております。

また、「負うた子に教えられて浅瀬を渡る」は、背中に子供を背負い、その子に川の流れ、川の深さ、浅瀬を教えられて浅瀬を渡っていくということわざの生まれであります。謙虚に学び、姿勢が大切なことだと示していることわざでございます。

私は、この2つの言葉を大事にこれまで議会活動をしてまいりました。今回、議長選挙に立候補する決意といたしました。

それで、私がやりたいことを述べさせていただきます。

まず、議会改革の中で議会報告会を再開することです。コロナ禍で議会報告会が中止になっております。議会では議会報告会を再開し、市民に議会報告をし、市民と意見交換をすることが大事な仕事であると思っております。市民の声を聞き市政に反映させることは議員の仕事であり、このようなことから、ぜひ、議会報告会を再開したいと思っております。

次に、議員定数問題。さきの選挙で議員定数を公約にされた議員がおられます。現在の議員定数は14人です。この14名でよいのかどうか、市民、人口減、財政問題で削減するのか、現在の14名でよいという意見もあります。この問題は議員全員で取り組んでいきたいと思っております。

そして、議員削減をするから議員報酬を上げると、こういう問題とは切り離して考えるべき

と思っております。

次に、議員の政務活動費について。政務活動費は、地方議会の活性化を図ることを目的としております。地方議員に政策調査・研究など、その他の活動を支援する費用です。本市の議会にはこのような費用はありません。もっともっと勉強したい、活動したい、研究したいという議員がいっぱいおります。垂水市をよくしたいという議員がいるわけですから、ある程度の費用がかかります。執行部に議員で折衝をしていきたいと思っております。

それから、本市の小学校統合について。少子化の影響で児童が減少していく中、本市の小学校統合は大変大きな問題だと思っております。本年度の入学児童は、先ほど市長も述べたように全体で61名でありました。来年は数校の小学校が入学ゼロの学校があると聞いております。このことは地域、学校関係だけでなく、議会も研究・問題視していく必要があると思っております。

まだまだ多くの課題もありますが、以上のようなことを考え、今回、議長に立候補いたしました。垂水市政の発展に努力してまいります。同僚議員の賛同をよろしく願いいたします。

○副議長（北方貞明） 次に、池山節夫議員から演壇にて所信を述べていただきます。

〔池山節夫議員登壇〕

○池山節夫議員 皆さん、おはようございます。議長選挙の立候補に当たりまして、所信を述べさせていただきます。

まず、議長は、対外的に垂水市議会を代表するとともに、議会の円滑な運営と議場の秩序保持に努めなければなりません。また、議会の様々な事務を監督し、処理をしていくことも仕事であることは言うまでもありません。

その上で、私は、今後2年間の垂水市議会の議長に選出をされましたら、2つのことを同僚議員の皆様にお約束をしたいと考えております。

まず、1つ目は、市内での災害時において、執行部は災害対策本部を設置して対応に当たりますが、現在の垂水市議会にはこの機能がありません。台風や豪雨による被害はもとより、地震や津波などの大規模な災害が発生した場合に、議会及び議員の役割や行動指針等を定め、迅速かつ適切な議会活動がとれるように、垂水市議会業務継続計画、いわゆる議会BCPを策定する必要があると思い、このことに急ぎ取り組みたいと考えております。

2つ目に、お米の値段の高騰はもとより、急激な物価高やガソリン代の値上がりなどにより、市民生活は昨年より1月に1万円以上の生活費の負担増となっております。

垂水市では、高齢者のために、たるたるおでかけチケットや、子育て支援の施策として高校生までの医療費無料化や給食費の無償化を他の自治体に先駆けて実施しております。このような施策をさらに充実させるよう、議会としては提案をしていきながら、そろそろ考える時期に来ているのが議員報酬の見直しだと思います。垂水市の議員報酬に関しましては30年以上据え置かれたままであります。このままでは、若い世代が議会選挙に立候補するには躊躇せざるを得ません。今年の春闘では、大学卒の初任給が30万円を超えるようになりました。市民の皆さんの理解を得ながら議員報酬の改定の声を上げるのは議長の責務だと考えております。私が議長に選出されましたら、すぐに報酬審議会の開催をお願いし、議長名での要望書を提出したいと考えております。

以上、2つのことをお約束いたしまして、同僚議員の皆様の御賛同をお願いいたします。よろしく願い申し上げます。

○副議長（北方貞明） 以上で、議長の職を志願される方の所信表明を終わります。

それでは、ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（北方貞明） ただいまの出席議員は13人であります。

投票用紙を配付していきます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（北方貞明） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（北方貞明） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔1 番議員から順次投票〕

1 番 高 橋 理枝子 議員

2 番 宮 迫 隆 憲 議員

3 番 前 田 隆 議員

4 番 新 原 勇 議員

5 番 池 田 みすず 議員

6 番 梅 木 勇 議員

7 番 堀 内 貴 志 議員

9 番 篠 原 静 則 議員

10 番 感王寺 耕 造 議員

11 番 持 留 良 一 議員

12 番 北 方 貞 明 議員

13 番 池 山 節 夫 議員

14 番 川 畑 三 郎 議員

○副議長（北方貞明） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（北方貞明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○副議長（北方貞明） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員の3名を指名いたします。

ただいま指名された3人の方は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○副議長（北方貞明） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

有効投票 13票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

北方貞明議員 7票

池山節夫議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、北方貞明議員が当選されました。

（拍手）

ただいま、議長に私、北方貞明が当選いたしましたので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長あいさつ

○副議長（北方貞明） ここで皆様のお時間を頂き、議長当選承諾及びあいさつを述べさせていただきます。

〔議長北方貞明登壇〕

○議長（北方貞明） ただいま皆様の御協力ありがとうございます。議員の皆様と本市の発展、市民の福祉向上に努力してまいります。

先ほど述べました議員報告会、議員定数問題、議員の政務活動費、また小学校統合問題、その

ほかにもいろいろと大きな課題点もあると思います。皆様とともに一生懸命取り組んでまいりますので、これからの2年間、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（北方貞明） これで暫時休憩いたします。

午後11時22分休憩

午後11時23分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、私が副議長のまま議長に当選し、議長に就任いたしましたので、自動的に副議長の職を失いました。よって、副議長が欠員となりました。

△日程追加の件

○議長（北方貞明） お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。したがって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

△副議長の選挙について

○議長（北方貞明） 副議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、「副議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設ける」と規定されております。

ついては、副議長の職を志願される方は演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。なお、2人以上の場合は議席番号順にお願いいたします。

それでは、まず、副議長の職を志願する方の起立を求めます。

〔志願者起立〕

○議長（北方貞明） 分かりました。

副議長の選挙に、篠原静則議員、梅木勇議員

の2名の志願される方がありました。

最初に、梅木勇議員から演壇にて所信を述べていただきます。

〔梅木 勇議員登壇〕

○梅木 勇議員 副議長の選挙に立候補いたしました梅木勇でございます。私の所信を述べさせていただきます。

私はこれまで10年間、住みよい、暮らしやすい安全な地域、まちづくりや市民の福祉が向上するよう市民の声を行政に届け、その実現に向けて活動を行い、また、行政をチェックし、執行部の提案された議題に慎重に審査し、是々非々の判断を行ってまいりました。さらに、垂水市の発展、未来のために変化していく社会情勢を踏まえ、施策の改善、拡充、新たな施策の提言も行ってまいりました。これからもこのような姿勢に努めてまいります。

議会では、議会改革として先ほどもありましたように、本年第1回定例会によりタブレットを導入し、ペーパーレス化、印刷の軽減など業務の効率化が図られたところでございますが、昨今の本市における課題の一つとして、錦江湾横断道路建設問題があります。

市議会においては錦江湾横断道路推進特別委員会が設置され、また、令和5年8月に垂水市錦江湾断道路推進協議会が設立され、市長が会長に就任され、推進に向けての展開がなされております。さらに、この推進活動を推し進めていかなければならないと考えます。

また、垂水市市議会議員の定数削減を求める要望書が提出されていますが、本市の現状を見ると、市民の声を拝聴し、真摯に対応、議論していかなければなりません。市民に信頼される開かれた議会、また、社会情勢に対応した議会の運営のため議長を補佐し、活性化が図られるよう、副議長の職務に努めてまいる決意であります。

議員皆様の御理解、御支持をよろしくお願い

申し上げます。

○議長（北方貞明） 次に、篠原静則議員、お願いいたします。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 先ほど、北方議長が誕生いたしました。私が、まず、副議長に選出されたならば、議長を補佐しながら、議員の皆さんと一緒に頑張っていきたいと考えております。

まず、議員の皆さんも職員の皆さんも、思いは1つ、垂水市の発展、そして市民の幸せでございます。

世界では戦争や紛争が続き、そしてアメリカの関税問題と大変な世の中でございます。そういう中で明るい話題として、日本人の活躍がございます。メジャーリーグ、ゴルフ、ボクシングなど、多くのスポーツで日本人が活躍しております。

日本全国では人口減のため、どこの市町村も飲食店や小売店の減少が続いている状況であるようでございます。こういう中、買物難民の対策を考えていきたいと考えております。また、買物難民の中には免許証を返納したい人もいらっしゃるけれども、免許証を返せば買物に行けないというようなお話も聞いております。そういう中で少子高齢化の中、外国人の労働者の受け入れが着実に増えております。

まず、先ほどもありましたが、垂水市議員必携には、「年に1回、校区ごとに議会報告会を行う」と記してあります。そういう中で市民の意見を聞きながら、そしてまた外国人の皆さんの意見を聞きながら、垂水市発展のために尽くす覚悟でございます。

また、議員の皆さん、当選回数の少ない方も当選回数の多い方も、ぜひ多くの意見を出し合って、垂水市発展のために力を尽くしたいと考えております。

篠原静則議員に御支持いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（北方貞明） 以上で、副議長の職を志願される方の所信表明は終わりました。

それでは、ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（北方貞明） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（北方貞明） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（北方貞明） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔1番議員から順次投票〕

1番	高橋理枝子	議員
2番	宮迫隆憲	議員
3番	前田隆	議員
4番	新原勇	議員
5番	池田みすず	議員
6番	梅木勇	議員
7番	堀内貴志	議員
9番	篠原静則	議員
10番	感王寺耕造	議員
11番	持留良一	議員
12番	北方貞明	議員
13番	池山節夫	議員
14番	川畑三郎	議員

○議長（北方貞明） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

議場の出入口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○議長（北方貞明） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人は先ほどの高橋理枝子議員、宮迫隆憲議員、前田隆議員の3名を指名いたします。

ただいま指名された3名の方は、開票の立会をお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（北方貞明） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13票

これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

有効投票 13票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

篠原静则議員 6票

梅木 勇議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、梅木勇議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました梅木勇議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任副議長あいさつ

○議長（北方貞明） 梅木勇議員の副議長のあいさつを許可いたします。

〔副議長梅木 勇登壇〕

○副議長（梅木 勇） ただいま皆様に御支持をいただき、副議長を務めていくこととなりました。ありがとうございました。

所信表明でも申し上げましたように、市民の皆様信頼される開かれた議会、また、社会の

情勢に対応した議会の運営に北方議長を補佐し、住みよい、暮らしやすい、安全な地域、まちづくりの推進、市民福祉の向上に努めてまいりますので、皆様の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

△各常任委員・議会運営委員の選任について

○議長（北方貞明） 日程第9、各常任委員の選任について及び日程第10、議会運営委員の選任についてを一括議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩時間中、全員協議会室において、全員協議会を開きますので御参集をお願いいたします。

午前11時44分休憩

午後0時9分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。各常任委員及び議会運営委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務文教常任委員に川畑三郎議員、池山節夫議員、北方貞明議員、持留良一議員、堀内貴志議員、池田みすず議員、高橋理枝子議員、以上7名を、産業厚生常任委員に感王寺耕造議員、篠原静则議員、川越信男議員、梅木勇議員、新原勇議員、前田隆議員、宮迫隆憲議員の以上7名を、議会運営委員に感王寺耕造議員、梅木勇議員、前田隆議員、川畑三郎議員、堀内貴志議員、池田みすず議員の6名を、それぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々は、それぞれの各常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任しました各常任委員及び議会運

営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を御報告お願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後0時12分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△各常任委員会・議会運営委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（北方貞明） 各常任委員会及び議会運営委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

総務文教委員長川畑三郎議員、副委員長高橋理枝子議員、

産業厚生委員長前田隆議員、副委員長宮迫隆憲議員、

議会運営委員長堀内貴志議員、副委員長感王寺耕造議員、以上でございます。

△桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任について・国道整備促進特別委員会の委員の選任について

○議長（北方貞明） 日程第11、桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任について、日程第12、国道整備促進特別委員会の委員の選任についてを一括議題といたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時13分休憩

午後0時14分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、桜島火山活動対策特別委員会委員に持留良

一議員、感王寺耕造議員、篠原静則議員、堀内貴志議員、新原勇議員、前田隆議員、宮迫隆憲議員の7名を、国道整備促進特別委員会委員に川畑三郎議員、池山節夫議員、川越信男議員、梅木勇議員、池田みすず議員、高橋理枝子議員の6名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を桜島火山活動対策特別委員に、6名を国道整備促進特別委員にそれぞれ選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました各特別委員会の委員の方々は、次の休憩時間にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後0時17分開議

○議長（北方貞明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△桜島火山活動対策特別委員会・国道整備促進特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（北方貞明） 桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせいたします。

桜島火山活動対策特別委員会委員長に感王寺耕造議員、副委員長に新原勇議員、国道整備促進特別委員会委員長に池山節夫議員、副委員長に高橋理枝子議員、以上でございます。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（北方貞明） 日程第13、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といた

午後0時19分閉会

します。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。議長において2名を指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、議長において2名を指名することに決定いたしました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に新原勇議員及び池田みすず議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました新原勇議員及び池田みすず議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北方貞明） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました新原勇議員及び池田みすず議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま、大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました新原勇議員及び池田みすず議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会に付託されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（北方貞明） これをもちまして、令和7年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員